

国不入企第10号
令和5年5月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置などについては、これまで別紙に示す「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の通知（以下「新型コロナウイルス感染症対応関連通知」という。）及び事務連絡により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和5年5月8日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されました。

今般の位置づけの変更により、今後の新型コロナウイルス感染症への感染対策については、政府として一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされており、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むことになりました。

これらの状況を踏まえ、別紙に示す新型コロナウイルス感染症対応関連通知につきましては、廃止いたしますので、よろしくお取り計らいください。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえ、国土交通省直轄工事においては、別添1「「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」等の廃止について」（令和5年5月8日付け国官総第16号、国会公契第4号、国官技第36号、国営管第73号、国営計第29号、国港総第56号、国港技第12号、国空予管第83号、国空

空技第53号、国空交企第31号、国北予第6号)により、新型コロナウイルス感染症の感染対策に関する通達を廃止するとともに、別添2「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」の一部改正について(令和5年5月8日付け国会公契第5号、国官技第37号、国営設第26号)により、公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続について改正を行っておりますので、ご参考にお知らせします。また、別添2の通達により一部改正される「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」(国地契第57号、国官技第386号、国営設第178号)については、今般廃止対象としない別添3「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について」(令和2年3月11日国土入企第53号)にて周知しているものである旨、併せてご参考にお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しくお願いします。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対応関連通知 一覧

○施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について
(令和2年2月25日付け国土入企第52号)

○施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について
(令和2年3月19日付け国土入企第54号)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
(令和2年4月8日付け国土入企第6号)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について
(令和2年5月4日付け国土入企第7号)

○「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」の一部修正について
(令和2年5月6日付け国土入企第8号)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について
(令和3年1月7日付け国不入企第31号)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について
(令和3年4月25日付け国不入企第3号)

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応関連事務連絡 一覧

※以下の関連事務連絡の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止に準じます。

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について
(令和2年4月17日付け)

○国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について
(参考) (令和2年5月7日付け)

○緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について
(令和2年5月15日付け)

(別紙つづき)

○緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和2年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について(令和2年5月21日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について(令和2年5月25日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年1月13日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年2月8日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年3月1日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了(令和3年3月18日)後における工事及び業務の対応について(令和3年3月22日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月9日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年4月12日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更(令和3年4月16日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年4月20日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年5月7日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年5月12日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月14日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年5月16日付け)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更(令和3年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について(令和3年5月23日付け)

(別紙つづき)

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき期間の延長（令和3年5月28日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月1日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年6月8日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年6月17日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年6月21日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月8日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年7月12日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月2日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月8日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月18日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年8月27日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年9月9日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年9月10日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について（令和3年9月30日付け）

(別紙つづき)

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について（令和4年1月7日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年1月20日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年1月25日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年2月3日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月3日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月10日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年2月18日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年3月4日）に伴う工事及び業務の対応について（令和4年3月4日付け）

○新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について（令和4年3月18日付け）

○「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂並びに工事及び業務における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和4年12月14日付け）